

大竹市告示第 83 号

大竹市事業継続支援金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 5 月 28 日

大竹市長 入 山 欣 郎

大竹市事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の状況が悪化した事業者の事業継続を支援することを目的とした大竹市事業継続支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第 2 条 支援金の交付を受けることができる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内に本社(営業所及び出張所を除く。)又は店舗(サービス業及び小売業に限る。)を置いている中小企業者(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)であって、令和 2 年 5 月以前から事業を行っており今後も事業を継続していく意思のあるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月から 12 月までの期間のうち、いずれかの 1 か月間の事業収入が前年同月の事業収入(新規開業等により、前年同月との比較ができない者にあつては、特例として同月の前の 1 か月間の事業収入)と比較して 30%(小数点以下切り捨て)以上減少し、その減少額が 10 万円以上のもの

(3) 次に掲げるいずれかの形態で大企業者(中小企業者以外の会社及び個人であつて事業を営むものをいう。以下同じ。)が経営に参画していないこと。

ア 発行済株式の総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業者が所有している。

イ 発行済株式の総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を大企業者が所有している。

ウ 大企業者の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 を占めている。

(4) 大竹市暴力団排除条例(平成 24 年大竹市条例第 3 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は1事業者につき10万円を交付する。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、令和3年2月1日までに大竹市事業継続支援金交付申請書(別記様式第1号)、事業収入明細書(別記様式第2号)、誓約書(別記様式第3号)、営業していることが分かる書類及び通帳の写しを添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長が他に書類の提出を求めたときは、申請者は当該書類を追加で提出しなければならない。

(支援金の交付決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、支援金の交付決定を行い、その旨を大竹市事業継続支援金交付決定通知書(別記様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定をしたときは、当該申請者に支援金を速やかに交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、適正ではないと認めるときは、大竹市事業継続支援金不交付決定通知書(別記様式第5号)により当該申請者に支援金を交付しない旨を通知するものとする。

(支援金の返還)

第6条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に支援金の交付がなされているときは、直ちに支援金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の場合において、支援金の返還の期限については、返還の命令に付した日とする。

(事務の委託)

第7条 市長は、第4条に規定する申請に係る事務のうち、申請書の受付に係る事務を委託することができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。